



社会保険労務士法人・行政書士事務所

オフィス・サポートNEWS

〒104-0032東京都中央区八丁堀1-3-2佐藤ビル4F

TEL 03-6280-3925 FAX 03-6280-3926

URL <http://www.officesup.com> E-mail info@officesup.com

第20号 2010年10月

発行責任者 鎌田勝典・沖村彦

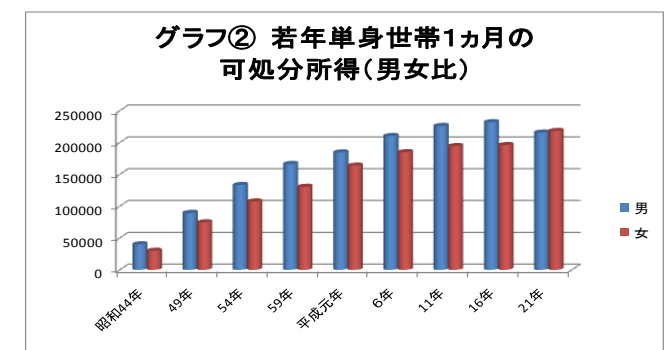


【景気・雇用実態と給与実態の相関】

こうした問題点を踏まえたうえで賃金統計を見ると、やはりいまの景気・雇用の実態と相関関係にあることがわかります。平成21年の年収が前年比-5.5%という数字は、20年の-1.7%、19年の+0.5%、18年の-0.4%などと比べて極端な落ち込みです。宿泊・飲食サービス業（平均給与241万円）、サービス業（318万円）などが最下位グループです。

もう一つ注目される統計は、総務省の「全国消費実態調査（平成21年）」です。単身世帯を対象とした調査によると、30歳未満の女性の可処分所得は月21万8100円で、男性の可処分所得（21万5500円）を2,600円上回り、初めて逆転したというのです（グラフ②参照）。原因として、①男性比率の高い製造業で雇用や賃金に調整圧力がかかる一方、女性が働く医療・介護などの分野は就業機会も給与水準も上向きである、②男性の雇用者に占める非正規労働者の比率が3割を越え（女性は4割以上）、増加率は男性の方が大きくなっていることがあげられます。

中小企業にとっても労働者にとっても「受難の時代」が到来したことを告げる調査です。



【総務省「平成21年全国消費実態調査」より】

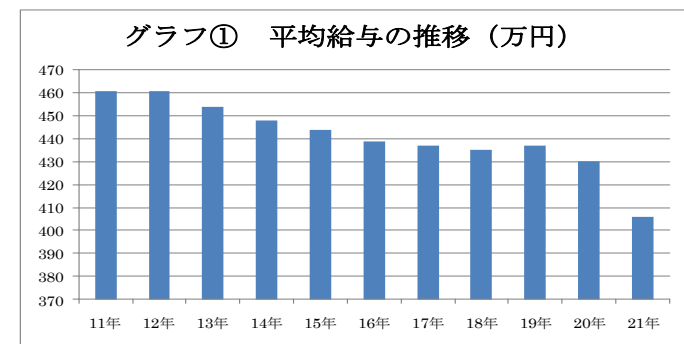
時言 賃金統計から見えてくるもの

【賃金統計はどこまで信用できるか】

賃金統計を見て、「どうも実感と合わない」と思われる方が少なくありません。同じ政府発表でも省庁によって食い違うのですから当然です。最近の発表でも、厚労省「毎月勤労統計調査」では8月の賃金は「前年同月と同水準」としている一方、国税庁の「民間給与実態統計調査」では平成21年の平均給与（年収ベース）は「前年比-5.5%」となっています。

どちらが信頼できる統計でしょうか？間違いなく国税庁です。厚労省の統計は集計数こそ多いものの、労働基準監督署がとるアンケートをもとに集計していますから、経営者の微妙な心理が反映し（時間外労働その他を正確に報告しないなど）給与実態を正確に反映していないと言われています。これに対して国税庁の調査は、年末調整の結果をまとめたものだけに信頼性があります。

しかし、国税庁の「平均給与」という数値自身が誤解を招きかねません。給与相場を考えると、「中位数（上から数えて50%目の人）」で見ると、「平均値（総合計÷人数）」で見ると大きく変わってきます。「中位数は平均値を数十万円下回る」と言われています。たとえば、平成21年の平均給与は406万円（グラフ①参照）ですが、分布表を見ると年収400万円以下の人が60%、300万円以下の人が42%います。平均値方式は必ずしも給与相場ではないのです。



【国税庁「平成21年分民間給与実態統計調査」より】

今月号紹介

- 2面 労使トラブル110番 「請負契約だから労働者ではない」という言い分は認められるか？
- 3面 「行政書士の事件簿」【短期連載】契約書作成・チェックで気を付けること～その②「準消費貸借契約」の場合
- 4面 メンタルヘルスを考える 「キャリア」について考える⑥

- 5面 年金相談の現場から 「遺族年金の請求について～未支給年金がある場合」「税金おとな相談室」税理士・関根忍先生の連載
- 6面 職場のQ&A 「メンタルヘルス不調、どの診療科に行くべき？」「となりの弁護士」弁護士・原和良先生の連載

職場のQ&A

メンタルヘルス不調、どの診療科に行くべき？

Q 弊社ではメンタルヘルス不調に関する規程の整備をしております。有事の際には、会社から受診を勧めようと考えているのですが、「心療内科」「精神科」「神経内科」「神経科」といった診療科があり、どれを勧めれば良いのかよく分かりません。

A よく心療内科を「軽症の精神科」のように受け止めている方がいらつしやいますが、それは違います。

心療内科は、緊張状態やストレスが原因で起こる身体症状を取り扱いますが、精神科の医師が治療に当たっていることが少なくないため、身体症状に対する内科的な治療だけではなく、精神疾患の治療が並行して行われることもあります。

精神科は、精神疾患を専門に扱います。精神疾患とは、主に不安・抑うつ・イライラ・幻覚・妄想などのこころの症状を指しますが、こころの症状に起因する身体症状や異常行動を治療の対象とします。精神科においては、治療の対象とされる症状を、人間関係や社会との関連から理解し、治療していくとします。

神経内科は、パーキンソン病やてんかんを代表とする、脳の神経組織そのものや神経組織周辺の筋肉や血管の病気を治療するところです。

神経科と精神科の領域は重なっていますが、精神科が社会的側面から治療を行っているのに対し、神経科では脳の構造の変化と心理的变化の関係といった、生理学的・化学的な面から、診断・検査し、治療にあたります。

受診を勧めるにあたっては、その人が一番困っていると感じている症状（あるいは、周りが見えていて明らかに何かしと思われれる症状）によって、かかる診療科目を決めましょう。大まかに言えば、身体症状がメインであれば心療内科、こころの症状がメインであれば精神科ということになります。

判断しにくい場合は、行った医療機関で相談すると、より適切な診療科（医療機関）を紹介してもらえます。事前に医療機関に問い合わせるのも一つの方法です。

となりの弁護士

パートナーズ法律事務所長
弁護士 原和良



「検察庁という役所」

犯罪を処罰する検察庁が今揺れている。大阪地検特捜部でのフロッピーディスク書き換え事件で現職の主任検事が逮捕起訴され、その上司であった当時の特捜部長、副部長が犯罪捜査の対象となっている。

これまで、検察は多少乱暴なところはあっても、社会正義のために戦う組織、特に特捜は「巨悪を眠らせない」正義の味方として国民の信頼があった。ドラマ『ヒーロー』が人気があったのも、このような社会的信頼を背景にしていた。

その検察で、証拠の偽造、そして偽造の組織的隠れ蓐を行っていたという前代未聞のスクandalが起きたのだから、組織にとって激震が走るのもやむを得ない。

何故、こんな不祥事が起きたのだろうか？
検察への期待とプレッシャー、それについていけない現場の捜査力（人間力）の低下と功名をあげたいという焦りである。

弁護士として日々検察官と接触している中で、最近とみに感じていたのは、検察官の能力の低下である（これは、弁護士にも言えることかもしれない）。少なくとも、99.9%が有罪とされる日本の刑事裁判の中で、その大半は自白調書で証拠ががちに固められ、いったん自白するとそれを覆すのは至難のわざ、裁判官も自白している以上、法廷でどんな弁解をしてもだめという態度を取ってきたツケである。自白ではなく、客観的な証拠から有罪を立証するという原則論がないがしろにされてきたツケであろう。

贈収賄や政治献金がらみの事件は、客観的証拠が薄く、捜査は関係者の供述証拠に頼らざるを得ない。検察官は、有利な供述を収集しようとやっきになる。そして有利な供述を引き出した検察官は有能な検察官と組織内で評価されるため、いきおい描いたストーリーに沿った無理な供述の押しつけに力を注ぐことになる。

陰に陽に、あめとむちをかざしながら、被疑者や参考人は、精神的に追い込まれストーリーに沿った供述調書がいつの間にか出来るようになる。

調査があるのだから、間違いない、と考えるのは間違いなのである。
社会正義のために献身的に仕事に取り組んでいる検察官がたくさんいることも事実である。しかし、捜査のあり方は、今一度見直される時期に来ているのは確かであろう。世の中が混とんとして、新しく変わろうとする時代にはいろいろな想定外の事件が起きるものだ。

編集後記——最近、友人が「子供手当が満額支給されても、子供のできない私にとっては、まったく関係ないよね」と言っていました。彼女は生活費を節約しながら必死の思いで不妊治療を続けています。それだけに、子どもを欲する人々に対する直接的支援への願いは切実です。あまりにも長いデフレ経済

下、このような話を聞かされるたびに悲嘆にくれるこの頃です。果たして、このような多様な願いが受け入れられるときは来るのでしょうか。でも嘆いてばかりではいけませんね。何となはなしですが、ダイナミックな発想の転換が求められているようにも感じます。みなさんは如何お考えのことでしょうか。(N)



労使トラブル110番



労働相談メール roudou@officesup.com 無料です

「請負契約だから労働者ではない」という言い分は認められるか？ ～あるバイシクルメッセンジャーの労災事故～

※あるバイシクルメッセンジャーの方から下記の労災申請の依頼を受けました。経営者の方もよく教訓にしてください。

バイシクルメッセンジャーAは、自己所有の自転車で荷物を配送している途中転倒し、左腕を骨折するという事故にあった。Aは勤務する会社Dに労災申請への協力を要請したところ、Dは「Aとの間で結んでいる契約は請負契約なので、Aは労働者ではない」と述べ、協力を拒否した。

Aの勤務実態は、Dの営業所に朝9時に出勤し荷受先及び配達先の指示を受け、その後携帯メールにより個人ボックスにアクセスし次の指示を受けることを繰り返し、18時の段階で次の指示がなければ営業所に戻り、伝票と現金の照合を行い提出し、退社するというものであった。

Aはやむを得ず自分で労災申請（休業補償給付及び療養補償給付）を行い、数カ月後、労災認定された。Aはその後、Dが偽装請負を行っていることを労働局に申告しようと思っている。

【労働者であるかどうかの判断基準は？】

バイシクルメッセンジャー、バイクライダーは、その大半が、いわゆるバイク便事業者と「運送請負契約」と称する契約を締結し、契約上、業務請負として配送業務に従事しています。

労働者であるかどうかは、使用者との間で指揮命令関係、使用従属関係があるかどうかで客観的に判断されるものであり、契約書が雇用契約となっているか請負契約となっているかで決まるものではありません。

すでに平成19年9月6日付で、東京労働局長は「バイシクルメッセンジャー及びバイクライダーの労働者性について」という照会を厚労省に対して行っており、これに対して厚労省労働基準局長は、「使用従属関係が認められるため、貴見のとおり解する」と回答しています。厚労省が認めた東京労働局長の見解は次のとおりです。

当該事業場に対する調査の結果、バイシクルメッセンジャー等については、自転車等の装備品が自己負担であることなど事業者性を肯定する要素も一部認められるものの、使用従属関係を肯定する事実として、①業務の内容及び遂行方法に係る指揮監督が行われていること（指揮監督があること）、②勤務日及び勤務時間があらかじめ指定され、出勤簿で管理されているこ

と（拘束性があること）、③他の者への配送業務の委託は認められていないこと（代替性がないこと）、④報酬の基本歩合率が欠勤等により加減されること（報酬の労務対償性があること）等が認められ、さらに労働者性を補強する事実として、⑤独自の商号の使用は認められず、事実上兼業を行うことは困難な状況にあること等が認められ、総合的に判断すると労働基準法第9条の労働者に該当するものと認められる。

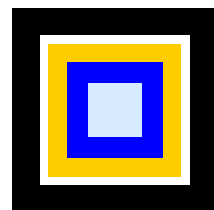
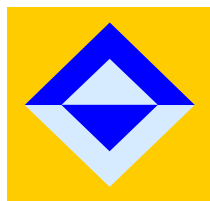
上記基準に照らしてAは間違いなく労働者であり、当然労災認定されました。

【偽装請負とみなされると…】

Aはその後偽装請負の告発を考えているとのこと。もし仮に労働局からD社が指導を受けた場合、直接雇用等が指導される可能性が大きいでしょう。また、「特定信書便事業」は総務大臣の許可事業となっていますから、場合によっては許可取り消しのリスクもあります。

さらに、労働安全衛生法違反として事業者の責任が問われ、民事上は安全配慮義務違反として損害賠償義務を負担するリスクもあります。

こうしたリスクを考えると安易な請負契約は危険があるといえます。



年金相談の現場から



年金相談メール nenkin@officesup.com 無料です

＜遺族年金の請求について～未支給年金がある場合～＞



私は昭和10年1月生です。今年8月に主人（昭和3年10月生まれ）が他界し、葬儀などでバタバタしていて、遺族年金の請求をすっかり忘れていました。

以前、社会保険事務所から主人の記録（9ヶ月間の厚生年金加入期間）漏れの確認依頼が届いていました。その記録は主人のものに間違いなく、統合後は厚生年金に30年加入したことになり、老齢厚生年金は130万円（報酬比例部分は約96万円）になるそうです。

遺族年金の請求とともに、記録の統合も同時に行おうと思うのですが、どのようにすれば良いのでしょうか？



まず、「年金受給権者死亡届」、「未支給年金・保険給付請求書」（前2点は一つの綴りになっている）、「年金請求書（遺族年金用）」の3点を提出します。

その際に、記録の統合手続きを同時に行うので、ねんきん特別便の回答書等、記録修正に必要な書類も忘れずに提出して下さい。

（添付資料についての説明は割愛させていただきます。）

ご主人が亡くなったことにより、あなたには「未支給年金」と「遺族厚生年金」が支給されます。

「未支給年金」には、「①記録漏れによる増額分」と「②8月分の老齢厚生年金・老齢基礎年金」の2種類があります。

①については、平成19年7月6日に施行された年

金時効特例法により、受給権発生時（昭和63年10月）に遡って支給されます。その際、一度に全額が支給されるものではありません。最初に請求日前5年分が支給され、その後、残りの期間分に加算金（遅延利息）を加えたものが支給されます。

②については、手続き等の遅れにより、8月以降のご主人の年金が支払われてしまった場合は、返還請求されないかわりに、今後あなたに支払われる遺族厚生年金から、返還額が控除されます。

年金受給額は、ご主人の厚生年金加入期間が20年以上あるため「経過的寡婦加算」が支給され、あなたの場合は402,200円加算されます。年金額合計は、原則の年金額（報酬比例部分の4分の3：約72万円）に経過的寡婦加算を加えた、112万円強になります。

黒子とグレ子の「税金おとな相談室」(第20回)

■還付金あれこれ（その1）

グレ子「今年の決算は、大幅に赤字になりそうです。」

黒子「しょうがないな、不景気だもんな。」

税理士「納税も、法人住民税の均等割だけです。」

黒子「消費税もないのか？」

税理士「予定納税が高額だったので、還付です。」

どうやら黒子さんの会社も、今期は大赤字のようです。法人税は0円、法人住民税均等割は7万円、消費税は予定納税分が還付されるようです。

消費税や法人税には、昨年の年税額の1/2を前もって納税する「予定納税」という制度があります。法人税では20万円超、消費税では60万円超の納税があった翌年度は予定納税があります。予定納税は、「予定」と言いながら、強制的に適用になりますので、今年の決算

の動向は反映されません。

この予定納税は、前年度と同じぐらの決算結果だった場合の半年分ですから、今年度が前年度の半年に満たない利益や売上規模になった場合には、この予定納税分が還付される場合があります。

例えば、前年の納税額が法人税40万円、消費税70万円だったとすると、予定納税で法人税20万円、消費税35万円が、半期経った頃に強制的に徴収されます。そして、今年の納税額が法人税0円、消費税20万円だとすると、法人税で40万円、消費税で15万円の還付金が税務署から還付されます。

しかしこの還付税額は、経理処理によっては「課税所得」となる場合があります。次回は還付金の経理処理・課税関係を見てみましょう。（つづく）



税理士 関根 忍